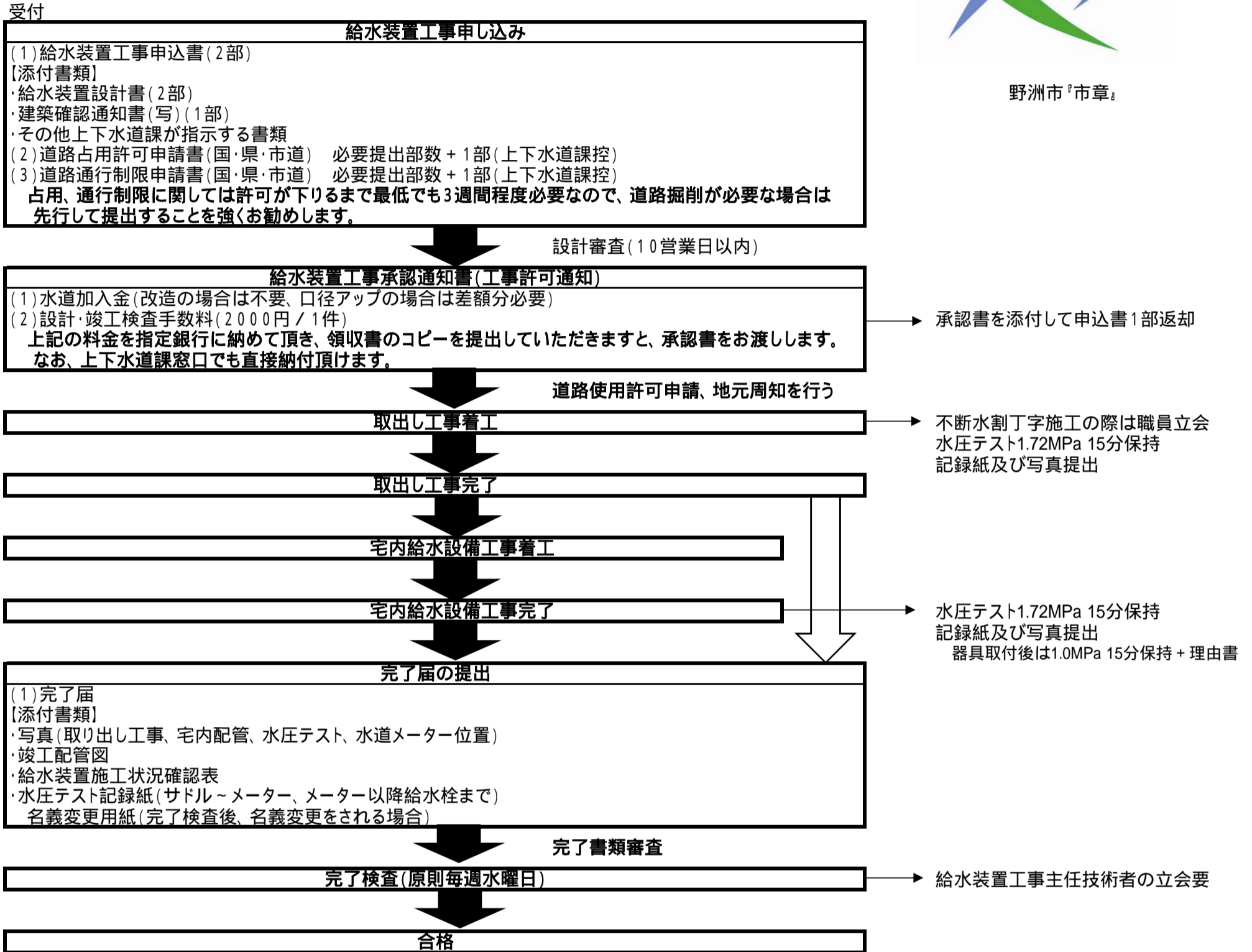


給水装置工事フロー



野洲市『市章』

事前協議(開発を伴うもの):任意
 (1)開発給水協議書
 [添付書類]
 ・位置図
 ・計画平面図
 ・配水管布設計画平面図
 ・その他必要書類



水道加入金(令和3年10月1日時点)

旧野洲町区域及び旧中主町区域

水道メーター口径	加入金	消費税(10%)	合計
13mm	60,000	6,000	66,000
20mm	120,000	12,000	132,000
25mm	225,000	22,500	247,500
30mm	450,000	45,000	495,000
40mm	900,000	90,000	990,000
50mm	1,800,000	180,000	1,980,000
75mm	3,750,000	375,000	4,125,000
100mm	7,500,000	750,000	8,250,000
125mm以上	その都度市長が定める額		

ただし、北野一丁目の全区域においては、上記加入金とは別に、農地転用面積又は開発面積1m²につき400円を乗じた額を徴収します。

旧中主町区域の区画整理事業内(主に西河原の地番2000番台、吉地の地番1000番台、六条の地番2000番台、一部例外あり) 上下水道課事務所に地図あり

水道メーター口径	加入金	消費税(10%)	合計
13mm	181,000	18,100	199,100
20mm	210,000	21,000	231,000
25mm	315,000	31,500	346,500
30mm	420,000	42,000	462,000
40mm	705,000	70,500	775,500
50mm	1,277,000	127,700	1,404,700
75mm	2,515,000	251,500	2,766,500
100mm	4,896,000	489,600	5,385,600

ただし、農地転用面積または開発面積が200m²を超える場合は1m²あたり700円を加算します。

各申請手続きは最初から最後まで責任をもって、給水装置工事主任技術者が行ってください。